

## 平成 24・25 年度実地指導における主な指導事項 〔旭川市保健所実施分〕

### 〔介護老人保健施設〕

#### ○褥瘡対策について

褥瘡対策に関する施設内研修について不十分であった。

（2年前に実施したのが最後で、その後実施していなかった。）

→ 介護老人保健施設において、介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施することとなっているため、適時実施してください。

【省令第40号第18条第1～7項、条例第21条第5項】

#### ○在宅復帰・在宅療養支援加算

算定要件では、「算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者を除く。）のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が1月を超えていた退所者に限る。）の占める割合が100分の30を超えていること」とされているが、計算方法に誤りがあった。

→ 退所した者と在宅において介護を受けることとなったものの計算が、1月毎に行われ、1月毎の割合の平均で計算していた事例があったため、厚生労働大臣が定める基準どおりに前6月間の退所者の占める割合で算出してください。

【厚生労働大臣が定める基準告示第64、老企第40号第2の6（14）】

#### ○ターミナルケア加算

算定要件では、「家族が入所者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらターミナルケアを進めていくことが重要である。」とされているが、記録の一部に不備があった。

→ 定期的に連絡を取っているという記録を整備してください。

【老企第44号第2の7（18）】

## 〔通所リハビリテーション〕

○短期集中リハビリテーション実施加算, 個別リハビリテーション実施加算について  
サービス提供時間外に短期集中リハビリテーション, 個別リハビリテーションを行っているケースがあった。

→ 加算の算定を行う場合は, サービス提供時間内に行う必要がありますので, サービス提供時間内に行ってください。

【老企第36号第2の8(10), 老企第36号第2の8(11)】

### ○栄養改善加算

算定要件では, 「利用者の栄養状態に応じて, 定期的に, 利用者の生活機能の状況を検討し, 概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い, その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること」とされているが, 情報提供をした記録の一部に不備があった。

→ 情報提供を行った際は, なんらかの記録を残しておいてください。

【老企第36号第2の7(10) 準用】

### ○リハビリテーションマネジメント加算

算定要件では, 「新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して, 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が, 通所開始日から起算して1月以内に当該利用者の居宅を訪問し, 利用者の身体の状態, 家屋の状況, 家屋内におけるADL等の評価を確認することを趣旨として診察, 運動機能検査, 作業能力検査等を実施すること」とされているが, 訪問の記録の一部に不備があった。

→ 通所開始日から1月以内の訪問に関する記録を整備し, リハビリテーション計画の見直しをしてください。

【老企第36号第2の8(9)】

### ○口腔機能向上加算

算定要件では, 「利用開始時に, 多職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し, 計画について, 口腔機能向上サービスの対象となる利用者又は家族に説明し, 同意を得ること」となっているが, 多職種共同で作成したこと及び利用者又は家族への説明及び同意に関する記録に不備があった。

→ 利用開始時に計画を作成し, 利用者又は家族に説明し同意を得たことがわかる記録を整備してください。

【老企第36号第2の8(15)】

〔介護療養型医療施設〕

○栄養マネジメント加算

(1) 算定要件では、「入所者毎の栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと」とされているが、記録の一部に不備があった。

→ 低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間毎、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね3月毎にモニタリングを行い、記録を残してください。

(2) 算定要件では、「栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から算定を開始するものとする」とされているが、同意日前に加算の算定を開始していた。

→ 入所者又はその家族に説明し、同意を得た日から算定してください。

【厚生省告示第21号 別表 3 イ(7)ハ、老企第40号第2の7(18)】

○夜間勤務体制加算

月平均夜勤時間数の過去3月間の平均が基準を上回っていた。

→ 病棟単位で、1日平均夜勤時間数又は月平均夜勤時間数が基準を満たすように、夜勤を行う職員の勤務体制を整備してください。

【厚生省告示第21号 別表 3 イ(1)注6、老企第40号第2の7(7)】

○退院前連携加算

算定要件では、「入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、入院患者の退院に先立って入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者の同意を得て、入院患者の診療状況を示す文書を添えて入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合」に算定できるが、記録で入院患者の同意が確認できなかった。

→ 同意を得たことを確認できる記録を整備してください。

【厚生省告示第21号 別表 3 イ(6)注5、老企第40号第2の7(29)】

## ○人員について

病院全体として医療法に基づく基準（通知を含む。）を満たす必要な数を配置していなかった。

→ 病院全体として必要な数を配置してください。

【健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準 第2条 1，旭川市条例第35号第4条（1）】

## ○身体拘束

施設基準（人員，設備，運営に関する基準）では，「緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は，医師が，診療録に，患者の態様及び時間，その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載すること」となっているが，記録の一部に不備があった。

→ 診療録に患者の態様及び時間，その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載してください。

【省令第41号第14条第5項，老企第45号第4 10】

## 〔訪問看護〕

### ○ターミナルケア加算

当該加算を算定することについて，利用者及びその家族等の同意が得たことが明確に残っていなかった。

→ 加算の算定においては，主治医との連携の下に，訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い，同意を得た旨を記録等に残してください。

【厚生省告示第19号別表3注12，厚生省告示第25号八】

### ○訪問看護計画書について

訪問看護計画書を利用者に交付していなかった。

→ 看護師等は，訪問看護計画書を作成した際には，当該訪問看護計画書を利用者に交付してください。

【省令第37号第70条第1項及び第4項，老企第25号4の3の(5)，条例第29号第75条第1項及び第4項】

## ○退院時共同指導加算

(1) 退院時共同指導の内容を文書により提供していなかった。

- 退院時共同指導とは、当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保険施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいうので、指導内容を文書により提供してください。

(2) 退院時共同指導を行ったことが、訪問看護記録書に明確に残っていなかった。

- 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録してください。

【厚生省告示第 19 号別表 3 ホ】

## ○退院日における訪問看護

特別管理加算の対象となりうる状態の利用者ではないと思われる者に対し算定していた。

- 退院日における訪問看護については、「特別管理加算の対象となりうる状態の利用者（厚生省告示第 19 号別表 3 注 6（利用者告示・六）参照）については訪問看護が算定できる。」こととなっているので、利用者が算定要件を満たしているか確認してください。

【平 12. 3. 1 老企 36 号，平 15. 5. 30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A】